

千葉市安心電話事業のご案内

在宅のひとり暮らし高齢者に対して、電話による安否確認を行います。

1 対象者

在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者で、就労していない方

2 内容

専任の電話員が登録の番号にお電話をし、健康状態を聞きながら安否確認を行います。

・お電話をかける曜日：月曜日から金曜日までのご指定の曜日

＊月・水・金など、1週間のうち複数の曜日指定が可能です。

・お電話をかける時間：ご指定の曜日の午前9時から午後5時までの間

＊時間の指定はできません。

※なお、指定の曜日を含めて2日間（安心電話の休日を除く）続けて利用者と連絡が取れない場合は、3日目に登録した緊急連絡員へ連絡するとともに、専任の訪問員等が自宅を訪問し、安否確認を行います。

3 安心電話の休日

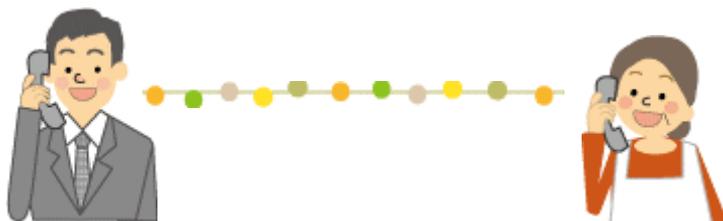
(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 年末年始（12月29日から1月3日まで）

4 利用料金

無 料



5 申請に必要な書類

安心電話利用申請書（様式第1号）

＊利用申請にあたり、緊急時の連絡先（緊急連絡員）の登録が必要です。

6 注意事項

登録している内容に変更が生じた場合には必ず届出をしてください。

<申請窓口> 各区保健福祉センター 高齢障害支援課

中央区：☎221-2150

若葉区：☎233-8558

花見川区：☎275-6425

緑区：☎292-8138

稲毛区：☎284-6141

美浜区：☎270-3505